

磯子区連合町内会長会 3月定例会

日時 平成31年3月18日(月) 10:00

会場 区総合庁舎7階 701号会議室

- 会長あいさつ
- 区長あいさつ

警察・消防の議題

1 磯子警察署

(1) 平成31年2月末の犯罪発生状況について

磯子区内の犯罪発生状況は、前年に比べ減少しています。

振り込め詐欺について、2月末まで被害件数0件で前年に比べ11件の減少となっています。

(2) 「防犯かながわ156号」について(回覧依頼)

神奈川県防犯協会連合会作成による「防犯かながわ156号」について、回覧のご協力をお願いいたします。

2 磯子消防署

(1) 火災・救急状況について

区内の発生件数は6件で、前年に比べ2件の減少となっています。市内では、146件の火災が発生しており、前年同期で7件の増加となっています。

救急出場件数は、区内1,678件で、前年に比べ62件減少しております。市内全体では、36,571件で、前年に比べ619件の増加となっています。

(2) 初期消火器具等設置費用の一部補助について

自治会町内会がスタンドパイプ式初期消火器具及び初期消火箱を、設置する際の整備費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

また、「設置協力店舗」(外食チェーン店、ドラックストア、コンビニ等)への初期消火器具の設置についても募集させていただきます。

ア 初期消火器具補助事業の申請期限：平成31年4月1日(月)～8月30日(金)

※申請用紙は磯子消防署にご用意してあります。

イ 設置協力店への設置応募期限：平成31年4月1日(月)～7月31日(水)

※磯子消防署予防課の担当までご連絡ください。

ウ 問合せ先：磯子消防署予防課 担当：二本木・椎葉 電話：753-0119

市連の報告

1 「横浜市犯罪被害者等支援条例」の周知について（掲示依頼）

横浜市犯罪被害者相談室(平成24年開設)では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民等(以下、犯罪被害者等)の相談に応じ支援を行っています。しかし、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

本市では、更なる支援の充実のために、平成31年4月1日から「横浜市犯罪被害者等支援条例」を施行し、被害者支援の施策を拡充します。

つきましては、本条例を周知するため、各自治会町内会の掲示板にポスターの掲出をお願いいたします。

○問合せ先：市民局人権課 担当：北川・岡庭

電話：671-3118 FAX：681-5453

2 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（周知依頼）

自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」について、平成31年度も実施しますのでお知らせいたします。

(1) 申請の手引及び申請書配付場所：地域振興課、市民局HP

(2) 市民局HP・URL：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

(3) 申請書及び添付書類の提出期限：平成31年6月28日(金)必着

(4) 申請書及び添付書類の提出先：地域振興課施設利用推進担当(防犯担当)

持参または郵送

(磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階)

(5) 問合せ先：市民局地域防犯支援課 担当：柿崎・三國・澤藤

電話：671-3705

地域振興課施設利用推進担当(防犯担当)：加藤・和田

電話：750-2393

3 平成 31（2019）年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

LED 防犯灯整備事業について、平成 31 年度は、電柱への LED 防犯灯及び鋼管ポール LED 防犯灯の新設工事を実施しますのでお知らせいたします。

(1) 直営工事整備内容（全市）：

ア 電柱への LED 防犯灯の新設（約 300 灯）

イ 鋼管ポール LED 防犯灯の新設（約 36 灯）

(2) 申請書配布先・提出先：地域振興課防犯灯担当 根本・竹澤

(3) 提出期限：平成 31 年 5 月 31 日（金）

(4) 問合せ先：地域振興課地域振興係 電話：750-2391

市民局地域防犯支援課 電話：671-3709

4 「平成 31 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。

平成 31 年度もこれまでと同様に、継続して実施しますので、リーフレットをお送りさせていただきます。

(1) 補償内容（平成 30 年度から変更なし）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	1 名 上限 500 万円
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	手術の種類に応じた金額

(2) リーフレット配付先：各区総務課、各区区政推進課広報相談係、
各区市民活動支援センター、地域ケアプラザなど
また本市ホームページにも掲載いたします

(3) 問合せ先：総務課庶務係 担当：大島・青木 電話：750-2311

区連の議題

1 議題・依頼事項

(1) 補助金の申請等に関することについて（依頼）

ア 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

(ア) 地域活動推進費補助金の平成 31 年度交付申請及びの平成 30 年度実績報告について

平成 31 年度も自治会町内会の地域活動を支援するため、基本的に 1 世帯あたり、700 円を活動費として交付させていただきます。

併せて平成 30 年度の活動を記載した実績報告書の提出についてもお願いいたします。

1. 交付申請のための提出必要書類

- (1) 申請書（第 1 号様式：地域防犯灯維持管理費補助金と共通）
- (2) 平成 31 年度事業計画書
- (3) 平成 31 年度収支予算書

2. 実績報告のための提出必要書類

- (1) 報告書（第 6 号様式）
- (2) 平成 30 年度事業報告書
- (3) 平成 30 年度収支決算書
- (4) 領収書（1 件 10 万円を超える支出がある場合）

(イ) 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請について

平成 31 年度も自治会町内会が維持管理している防犯灯について、1 灯あたり 2,200 円を補助金として交付させていただきます。

1. 交付申請のための提出必要書類

- (1) 申請書（第 1 号様式：地域活動推進費補助金と共通）
- (2) 電気料金等領収証等の写し
- (3) 電気料金集約分内訳表の写し

イ 「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について

平成 31 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、「町の防災組織」活動費補助金を 1 世帯あたり 160 円を活動費として交付させていただきます。併せて平成 30 年度の活動を記載した実績報告書の提出についてもお願いいたします。

(ア) 交付申請のための提出必要書類

1. 平成 31 年度「町の防災組織」活動費補助金交付申請書
2. 平成 31 年度事業計画書 ※
3. 平成 31 年度収支予算書 ※

(イ) 実績報告のための提出必要書類

1. 平成 30 年度「町の防災組織」活動費補助金実績報告書
2. 平成 30 年度事業報告書 ※
3. 平成 30 年度収支決算書 ※
4. 領収書（1 件 10 万円を超える支出がある場合）

※原則、地域振興課に提出していただいたものを使用させていただきます。

「地域活動推進費 事務の手引き」に、町の防災組織活動費補助金についての記載例を掲載していますので、ご確認ください。

補助金名称	締 切	問合せ先
ア：地域活動推進費補助金・ 地域防犯灯維持管理費補助金	平成 31 年 6 月 28 日（金）	地域振興課地域振興係 担当：根本・秋山・高橋 電話：7 5 0 - 2 3 9 1
イ：「町の防災組織」活動費補助金		総務課危機管理担当 担当：梅田 電話：7 5 0 - 2 3 1 2

(2) 自治会町内会現況兼変更届の提出について（依頼）

加入世帯数、災害発生時等の緊急連絡先の確認のため、「現況兼変更届」の提出をお願いいたします。また、会長、広報紙配布担当者の交代や班数・掲示板数の変更がありましたら、あわせてご記入をお願いいたします。

- ア 提出方法：返信用封筒によりご提出をお願いいたします
- イ 提出期限：平成 31 年 6 月 17 日（月）
- ウ 問合せ先：地域振興課地域振興係 担当：根本・秋山 電話：750-2391

2 事務連絡

(1) 磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の申請について （ご案内）

磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の平成 31 年度分申請手続について、ご案内いたします。

申請をご希望の場合は、期限までに必要書類のご提出をお願いいたします。

- ア 申請対象者：自治会町内会、地区連合町内会
- イ 補助対象経費：掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費
※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません
※修繕には改修を含みます
- ウ 補助率・補助限度額：
 - （ア）新設
補助率：費用の 3 分の 2 補助限度額：10 万円
 - （イ）修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設
補助率：費用の 3 分の 2 補助限度額：4 万円
- エ 申請期間：平成 31 年 5 月 7 日（火）～10 月 31 日（木）
※同一自治会町内会からの申請は、申請期間内に 1 回とします
- オ 提出・問合せ先：地域振興課 担当：根本・高橋
電話：750-2391 FAX：750-2534

(2) 地域での活動を始める人向けガイドブックについて（周知依頼）

地域での活動を始めたい人向けガイドブックを発行しました。

「趣味や特技を生かして何かできないかな」「何か自分にできる活動を始めたい」けれど、どうすればいいかわからない。そんな想いをカタチにするためのヒントとなるガイドブックです。

サポート機関の情報や、活動をスムーズに進めていくためのアドバイスも掲載されていますので、ぜひご覧ください。

ア 体裁：A4・12ページ

イ 配布場所：いそご区民活動支援センター（磯子区役所7階）、
磯子区社会福祉協議会（磯子センター5階）、磯子区内地域ケアプラザ等

ウ 配布部数：6,500部

エ 問合せ先：高齢・障害支援課 担当：高橋 電話：750-2417

(3) 平成31年度「防災土のう講座」の開催希望団体の募集について

近年多発しているゲリラ豪雨や台風等による浸水被害への備えとして、磯子土木事務所の職員が、地域に出向き、地域の皆様方と一緒に「土のう作り」を実践し、防災意識の向上と共に、身近な場所へ保管をいただき、発災時への活用に役立てていただくため「防災土のう講座」を開催します。

この講座の開催希望団体の募集を行いますので、お知らせいたします。

ア 募集期間：平成31年3月20日（水）～5月31日（金）

※募集期間以降も随時申請を受け付けていますが、申し込みをいただいた団体数が予定数に達した場合、受付を終了する場合があります。

イ 実施講座（団体）数：20団体程度

ウ 注意事項：・開催場所の確保が可能なこと

・地域の方が「土のう」の作製体験に参加できること

・作製した「土のう」の保管、日常の管理ができること

エ 申込・問合せ先：磯子土木事務所道路係 担当：岩澤・佐々木

電話：761-0081 FAX：753-3267

3 チラシ等の回覧・掲示依頼について

(1) 「スポーツいそご第44号」について（回覧依頼）

各地区で活動しているスポーツ推進委員の1年間の活動をまとめた広報誌です。

自治会町内会での回覧をお願いいたします。追加でご入り用の方は、下記問合せ先にご連絡をお願いいたします。

ア 問合せ先：地域振興課活動支援係 担当：杉山・松村 電話：750-2393

(2) 「磯子区 青指だより 第63号」について（回覧依頼）

各地区で活動している青少年指導員の1年間の活動をまとめた広報誌です。

自治会町内会での回覧をお願いいたします。追加でご入り用の方は、下記問合せ先にご連絡をお願いいたします。

ア 問合せ先：地域振興課活動支援係 担当：杉山・中村 電話：750-2396

(3) 「食生活等改善推進員セミナー」案内チラシについて（回覧依頼）

食生活等改善推進員セミナーが5月から開講します。4月11日から参加者の募集を行いますので、各自治会町内会での回覧をお願いいたします。

ア 日時：2019年5月29日（水）～2020年2月26日（水）（全9回）

イ 募集人数：25人（磯子区在住・先着順）

ウ 参加費：1,188円（テキスト代）

エ 申込期間：2019年4月11日（木）～5月28日（火）

オ 問合せ先：福祉保健課健康づくり係 電話：750-2446

(4) 「いそっぴゴールデンウイーク 2019」のチラシについて（掲示依頼）

磯子区内の区民利用施設が合同で開催するイベントで、子どもを対象にした各施設を楽しく知ってもらうためのイベントや、施設を巡るスタンプラリーも行います。

この「いそっぴゴールデンウイーク 2019」のチラシについて、掲示板への掲出をお願いいたします。

ア 実施時期：2019年4月27日（土）～5月6日（月・振休）

イ 掲出期間：2019年5月6日（月・振休）までお願いいたします

ウ 問合せ先：地域振興課活動支援係 担当：石橋・中村 電話：750-2396

4 区社会福祉協議会

(1) 2019年度（平成31年度）日本赤十字社 会費募集について（依頼）

2019年度も日本赤十字社 会費募集について、ご協力をお願いいたします。

なお、4月の定例会で改めて資材発送とともにご依頼させていただきます。

ア 実施時期：5月を中心とする通年

イ 一世帯あたりの金額（参考額）：200円程度

ウ 問合せ先：磯子区社会福祉協議会 担当：小池 電話：751-0739

(2) 「いそご更生保護だより」第64号の回覧について（回覧依頼）

「いそご更生保護だより」第64号について、回覧のご協力をお願いいたします。

5 その他

(1) 情報提供（対象自治会）

ア 補助制度「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会町内会向け）のご案内
（平成 27 年度から開始した補助制度の再周知です）

※下記対象自治会町内会に配布

- ・ 滝頭地区（丸山第一町内会、丸山第二町内会、丸山第三自治会、岡村東部自治会、滝頭第一自治会、滝頭岩瀬自治会、滝頭上町町内会、滝頭岡町町内会、中浜町内会、磯子丸山台ハイツ自治会、ライオンズガーデン横浜蒔田自治会）
- ・ 岡村地区（岡村西部第一自治会、岡村西部第二自治会、岡村西部第三自治会、泉谷自治会、岡村中部自治会）
- ・ 磯子地区（禅馬町内会、禅馬自治会、室之木町内会、広地町内会、北磯子住宅自治会、磯子浜西町内会、磯子山手町内会、ステージ 2 1 磯子自治会、広町自治会）

(2) 資料配布

ア 汐見台自治会連合会だより 第 365 号

イ スイッチ ON 磯子まめ通信第 127 号

各自治会町内会に配布

ウ 横浜市消費生活総合センター 月次相談リポート

各自治会町内会に掲示板数

エ 「つながる ひろがる」第 4 号

各自治会町内会に配布

オ 「いそご消費生活だより」各地区版

各自治会町内会に回覧数

カ 2019 年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱

各自治会町内会に配布

キ 2019 年度 横浜市交通安全運動実施計画

各自治会町内会に配布

閉 会

次回開催日：平成 31 年 4 月 17 日（水） 10：00

※本定例会の議題で平成 31 年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

区連会ホームページ更新情報（2月18日～3月17日）

以下の自治会町内会で、活動情報・会報誌の更新を行っています。

是非、ご覧ください。（ で検索！ ）

洋光台連合自治町内会 岡村地区連合町内会 磯子山手町内会

IHI 汐見台 3 丁目自治会 レインボー自治会

